

議員提出議案第5号

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成25年9月9日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	島田	敏光
	同	山田	耕平
	同	大和田	伸
	同	増田	裕一
	同	北	明範
	同	脇坂	たつや
	同	大熊	昌巳
	同	くすやま	美紀
	同	安斉	あきら
	同	河津	利恵子
	同	横山	えみ

杉並区議会議長 大泉 時男 様

## 杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が任期満了の前に行われたときは、後任者の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

第3条の2第2項中「委員」を「議会運営委員」に改める。

第5条第1項中「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員」を「常任委員、議会運営委員及び特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了の前日30日以内に行うことができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

常任委員会等の委員に係る選任規定を改める必要がある。

## 杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、1年とする。<u>ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u></p> <p><u>2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が任期満了の前に行われたときは、後任者の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</u></p>	<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、1年とする。<u>但し</u>、後任者が選任されるまで在任する。</p>
<p>3 略</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 <u>議会運営委員</u>の定数は、12人とする。</p>	<p>2 略</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 <u>委員</u>の定数は、12人とする。</p>
<p>3 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員</u> (以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。</p>	<p>3 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 <u>常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員</u> (以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。</p>
<p>2及び3 略</p> <p>4 <u>常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了の前30日以内に行うことができる。</u></p>	<p>2及び3 略</p>